民の大々的海外發展を最大急務とする[illegible]満蒙[illegible]生命線[illegible]満洲國の獨立[illegible]
牛の理由も實に之に存するのであるから、今後同國の產業を開發し、彼我の經濟を統制して有無相通ずるに至らしめ、且つ大々的に移民を送つて內地の人口過剩を醫すると共に、滿洲に於ける我地步を鞏固ならしむるは、經濟上よりも最も努力すべき要務である。併しながら吾人の所謂「民族の海外發展」は單に滿洲國に限られたものではなく、支那南洋は勿論、廣く世界の各方面に對する市場の開拓及擴張を意味する。之が爲めには國內產業の振興特に技術の發達原料の補給並に爲替、關稅、海運等の各分野に對し施設奬勵すべき多くを要すること勿論であるが、玆には、本會の主張たる中正なる經濟政策に就て一言する。吾人の經濟政策は右に偏せず、左に片寄らず中正なる途を進むのである。今日の資本主義經濟は益々貧富の懸隔を大ならしめ健實なる中產階級を減し無產貧民階級を增加しつゝある。故に之を修正して中道に引戾し國民全般の生活を充實安定せしむることは大に必要であるが、左りとて餘りに左傾して共產主義に至るは勿論、社會主義に至ることも折角發達しつゝある產業を阻碍し、國家全體としての經濟力を萎縮せしむる所以であつて、吾人の採らざる所である、又近時盛に唱導せられつゝある統制經濟の如き、之を重要なる公益產業に對し必要なる程度に適用するは可なるも、其他の產業に對しては、成るべく共自由發達を尊重すべきであつて、極端なる統制は共產主義と何等えらむ所なく却て產業の發達を阻碍し國民生活を窮乏に陷るゝこと、彼の露國の現狀が能く之を實證する處である。以上を以て本會の主義綱領の大要を說明した積りである。之を實現すべき方法手段特に具體的政策の如きに至つては將來に於ける國際及國內情勢の推移に依つて變化すべきものであるから、所要に應じ更に論述するであらう。（昭和八年五月二十日）

本部青年部

規定

第壹條 明倫會本部ニ本部青年部（以下單ニ青年部ト稱ス）ヲ置ク

第貳條 青年部ハ總裁ノ指名スル役員及東京地方在住ノ青年明倫會員ヲ以テ組織ス

第參條 青年部ハ其部員ニ國士トシテノ修養訓練ヲ行ヒ且明倫主義ノ普及徹底ニ努メ健實ナル輿論ノ喚起ニ任スルモノトス

第四條 青年部員ノ標識ハ別ニ之ヲ定ム青年部ノ各種行動ニ際シ之ヲ佩用スルモノトス
又青年部旗ヲ定メ行動ノ標識タラシム

第五條 青年部ニ要スル經費ハ原則トシテ自給トス

第六條 青年部ハ本規定ニ基キ細則ヲ立案シ總裁ノ承認ヲ受クルモノトス

細則

第一章 總則

第壹條 本細則ハ明倫會本部青年部規定ニ基キ細部ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス
本細則ノ改正ハ評議員會ノ議決ニ據リ總裁ノ承認ヲ受クルモノトス

第二章 組織

第貳條 青年部員ハ明倫會ノ主義目的ニ贊同シ共ノ第一線ニ立チ鋭意之カ遂行ニ努力スルコトヲ誓約シタル青年トス
青年部員ノ年齡ハ滿二十歲以上滿三十五歲以下ヲ標準トスルモ青年部長ニ於テ適任ト認ムル者ハ此限リニアラス

第參條 青年部ニ左ノ役員ヲ置ク
部長 一　副部長 一乃至二
幹事長 若干　顧問 若干
評議員 若干

第四條 部長及副部長ハ總裁ノ指名ニ據ル
幹事長ハ部長之ヲ指名ス但內二名ヲ常務トス
顧問ハ部長之ヲ委囑ス
評議員ハ幹事會ノ諮詢ヲ經テ部員中ヨリ部長之ヲ指名ス
役員ノ任期ハ一箇年トス但シ重任ヲ妨ゲス

第五條 青年部ハ部員ノ數ニ應シ統制上地區每ニ隊ヲ置キ要スレハ之ヲ班ニ區分ス
各隊ニハ隊長ヲ置キ部長之ヲ指名ス

第三章 指導方針

第六條 青年部員ノ指導方針ハ日本精神ヲ涵養シ皇國擁護ノ大義ニ徹セシムルニアリ
前項ノ目的ヲ達スル爲每月一、二回研究會ヲ開キ青年部若ハ本部役員指導ノ下ニ適當ノ方法ニ依リ日本精神ノ修養訓練ヲ行ヒ且皇國擁護ノ見地ヨリ本會ノ主義綱領ニ基キ政治、外交、軍事、財政、經濟、思想、教育等ニ關スル時事問題ノ討究ヲ行フモノトス

第七條 青年部員ハ團體又ハ個人トシテ鋭意質實剛健ナル同志ノ獲得ニ努ムルモノトス

第八條 青年部ハ熱烈ナル意氣ヲ以テ明倫主義ノ宣傳及輿論ノ喚起指導ニ任ス

第四章 業務

第九條 大會ハ通常每年一回總裁ノ認可ヲ受ケテ部長之ヲ召集ス大會ニハ本部役員列席スルヲ例トス

第十條 評議員會ハ部長以下全役員ヨリ成ル所要ニ應シテ部長之ヲ召集シ重要ナル會務ヲ審議決定ス

第十壹條 幹事會ハ通常每週一回部長之ヲ召集シ會務ノ大綱ヲ議決ス

第十貳條 顧問ハ隨時幹事會ニ參加スルヲ得

第十參條 青年部ニ庶務（統制ヲ兼ヌ）、遊說、訓練ノ三課ヲ置キ部長ノ指名セル幹事各課ノ業務ヲ分擔ス

第十四條 青年部ノ經費ハ會費及醵金ニ依リ之ヲ支辨スルヲ原則トス

第十五條 重要ナル事項ハ部長ヨリ總裁又ハ本部ニ具申シ共ノ承認ヲ受ケタル後之ヲ實施スルモノトス

第五章 雜則

第十六條 各種集會及行動ニ際シテハ明倫主義ニ基キ質素ヲ旨トスルモノトス

第十七條 執務上ノ細部ハ部長別ニ之ヲ定ム

第十八條 青年部ニ入會セントスルモノハ明倫規約第廿壹條ノ手續ヲナシタル後部長ニ申出シ宣誓スルモノトス

第十九條 青年部員ニシテ共體面ヲ汚シ若ハ統制ヲ紊ス行爲アルトキハ幹事會ノ決議ニヨリ戒告シ又ハ除名ヲ明倫會本部ニ上申ス要スレハ總裁ノ認定ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第二十條 青年部員ノ標識ハ白布ニ明倫會ノ標識及「明倫會本部青年部」ノ八字ヲ標記シタルモノヲ左腕ニ附ス
青年部旗ハ白布ニ明倫會ノ標識（同前）ヲ附シタル國旗型トシ旗竿ニ沿フ一側ニ「明倫會本部青年部」ト標記ス

明倫會本部

東京市麴町區丸ノ內東京驛前
海上ビル舊館七階
電話丸ノ內(23)三、六一八番

入會申込書

（地名人名ノ傍ニハ振假名ヲツケラレタシ）

氏名	年　月　日生
住所 電話	
職業 官等級 役名	
現在所屬團體	
勤務先所在地 電話	
紹介者	印　印

右貴會ノ趣旨目的ニ贊同シ入會申込候也

昭和　年　月　日

右申込者 （氏名）印

明倫會御中